

蟹江町議会総務建設常任委員会会議録

招集日時	令和7年12月4日（木）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	三浦 知将	副委員長	多田 陽子
	委員	石原 裕介	委員	吉田 正昭
	委員	伊藤 俊一	委員	安藤 洋一
	委員	佐藤 茂		
欠席委員	なし			
委員外議員		板倉 浩幸		
会議事件	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
説明のため出席した者	政策推進室長	小島 昌己	ふるさと振興課長	浅井 修
	総務部長	鈴木 孝治	総務課長	藤下 真人
	産業建設部長	肥尾 建一郎	環境課長	太田 圭介
	職務のため出席した者	議長	伊藤 俊一	議事務局長
	書記	荒木 慎介	主事	大河内 里帆
付託事件	議案第59号	蟹江町公告式条例の一部改正について		
	議案第62号	蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について		
	議案第63号	蟹江町産業会館指定管理者の指定について		

○委員長 三浦知将君

皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は3件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会開催の前に一言だけご挨拶申し上げたいと思います。

日本全国で今日は最低気温を観測したところがたくさんあるようでありまして、初雪も1か月ぐらい早いところもあるようであります。東海地方も今日は本当に寒い一日になるというふうに聞いてございます。私もやっとなんとなく治りかけたんですけども、インフルではないんです、コロナでもないんですけども、十分ご自愛をいただければありがたいというふうに思っています。

国のほうも、いろいろ補正予算の議決に向けていろんな動きがあるようでありますけれども、我々地方自治体としては一日も早く経済対策をやっていただき、実際肌身で感じられるような、そんな政策に一日も早くしていきたいなということを思っております。

また、12月議会の中で国の変化があった等々なことがございましたら、また皆さんにご相談をさせていただくことになると思いますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今日提出していただいた3議案、とても大切な重要ないずれも議案でありますので、慎重審査のほどよろしくお願ひ申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長 三浦知将君

横江町長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願ひします。

本日の会議は、配付した次第により行います。

議案第59号「蟹江町公告式条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 三浦知将君

本日、板倉議員が傍聴に来ておられます。よろしくお願ひします。

それでは、質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

傍聴に来てみえる板倉議員が議場で聞いてみえますが、再度確認したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

この掲示板に掲示する内容ですね、内容はどのようなものでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま吉田委員からご質問いただきました。掲示する内容がどのようなものがあるかというご質問いただいたと思ひますので、それについて答弁させていただきます。

基本的に議会で議決をいただいた条例の制定や改廃、そういったものについて掲示場に掲示させていただいております。

また、それと同様な、例えば、教育委員会の規則であったり選挙管理委員会の規程であったりというものも、制定や改廃があった場合にお知らせするための掲示場、また、本会議でも答弁させていただきました、例えば、税や料の督促状が届かなかった場合について、送ったけれども届いていませんと知らしめるものに活用しております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

今の答弁を聞きますと、非常にこれ、大事な内容を掲示しているということですが、今回5か所を1か所にするということは、今言いましたように非常に大事な内容ですが、これを1か所だけで町民の皆さんに知らせられるのかどうかという不安があるんですが、その辺はどのように考えてみえますか。

○総務課長 藤下真人君

ご質問いただいております知らしめられるかどうかというところは大丈夫かというご質問をいただいておりますが、私たちとしては、掲示場、蟹江町役場の1つに決めさせて、改正をさせていただいた理由の1つには、県内の自治体の掲示場の数についても調査をさせていただいております、ほぼ近隣市においても町においても1か所、市町村の役所の敷地内で設置、数が1か所ということもありますので、私たちは、今回の改正で5つから1つにするというところも十分可能だと考えております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

1か所の掲示だけで、掲示は1か所でいいですけども、ほかの、例えば、町民の皆さんに知らせる手段としては、何か考えてみえるんでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

基本的には通知については、普通のご案内については郵送させていただいておるんですけども、先ほど言った議決については、町からの議決、地方自治法の中で、条例で公告式条例を制定をしていくということで、地方自治法の中でも定められておりますので、その方法で掲示場を1つということに今回改正をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

例えば、議決したことは文書で発送する、関係者に発送するでもない、じゃ、例えば、議決しましたよというのは、議会の広報誌とか蟹江町の広報誌等々ありますが、それに載せて町民の皆さんに知らせる。例えば、ホームページに載せて知らせる。知らせる方法ですよ、ちょっと聞きたいのはそこなんです。どのように周知させるのかという。例えば、よその市町は1か所だで、そうしました。それも別に問題ないと思います。知らせる方法が、どういう方法があるかということをちょっとお尋ねします。

○総務課長 藤下真人君

特に、知らせる方法というところで、昨年度ですと都市計画税条例等の改正等ありました。住民の皆さんに、特に関係するものについては、法や条例に定めるもの以外でも、町のホームページであったり広報、その他いろいろな手法で住民の皆様にはお知らせをさせていただいております。

以上です。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。

要は、先ほどいろいろ議決とか教育委員会だとかいろいろ言われたもので、どのように知らせるかですよ。それをちょっと確認したかったもので、掲示板は1か所でもいいかなと思っています。それからもう一つ、ちょっと別の話になるかもしれませんが、例えば、公民館にも、舟入公民館の例でいけば、公民館にも掲示板があるんですよ。そうすると、今の内容のことも、そういう各町内にある掲示板にも掲示されるのかどうか聞きたいです。

○総務課長 藤下真人君

蟹江町の公告式条例にある掲示場に載せておまして、今も町内会で独自で掲示板というのは設置させていただいておるんですけども、そちらには、掲載はされてないものになります。

以上です。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございます。

要は、知らせる、町民の皆さんに知ってもらおうというのが一番大事ですので、その辺を頑張ってやっていただければいいかなと思います。ありがとうございました。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○副委員長 多田陽子君

改正の理由が私はちょっと気になってしまうんですけども、5か所の掲示板であまり見られている様子がないとか、そういうふうな話から1か所に集約するならいいかなと思うんですが、ほかの自治体の状況等を踏まえた上で1か所に集約するというのは、よそはよそ、うちのうちという考え方もあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

提案理由につきましては、改正のそのものの理由というところで、5か所から1か所に集約するためというもので、簡潔に提案理由を提案させていただきました。

先ほどご質問いただいた、見られているかどうかになりますと、常に掲示場に確認を、どれだけ見ているのかというチェックというところがやはり現状難しいですので、そういった調査をすることが必要かどうかということも検討しても、合理的に考えまして、今、5か所あるものが他自治体にとってどうなのかというのを調査させていただいた上で、1か所がふさわしいであろうということで改正をさせていただきたいのと、掲示場にあるということであれば、事務改善の一つというところで、5か所にも掲示板に貼りに行く職員が必ず発生もしておりますので、そういった事務事業の改善も踏まえて、改正をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○副委員長 多田陽子君

実際のところ、その掲示板に見られているかどうかというのは本当に難しいとは思いますが、ただ、それをちゃんと調査なりアンケートなり取って見ないと、本当にこの役場の前に掲示するというのがふさわしいのかどうか、もしかしたら、蟹江中央児童公園の前のほうがたくさん見られているかもしれないとか、そういうこともあるかもしれないと思うのですが。

では、他の自治体の状況等踏まえたということでしたら、ほかの自治体は1か所に集約して何の問題もなかったというところまで調べていらっしゃいますか。

○総務課長 藤下真人君

多田委員のご質問に答弁させていただきます。

現実的には、全ての事業において、そういった調査検討というところも必要だということ

もあるかもしれないんですけども、現状では、やはり事務改善というところにも重きも置いておきまして、調査をさせていただいたところ、そういった近隣の自治体に、電話なんですけれども、そういった調査したときにはトラブルはないということも受けておりますので、それで、改正をさせていただきたいということになりました。

以上です。

○副委員長 多田陽子君

ありがとうございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

板倉議員から発言の申出があります。

お諮りします。

板倉議員の発言を許可することに、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、板倉議員の発言を許可します。

○委員外議員 板倉浩幸君

すみません、委員会でちょこっと質問させていただくんですけども、今いろいろ答弁聞いて内容は分かるんですけども、そうなってくると、地方自治法で公告式条例があるから出しますよ。けれども、地方自治法にあるからやらなければいけないというふうになっちゃってないですか。本来だったらもう別になくてもいい、なくてもいいというか、昔なら手法があまりなかったので5か所にして住民に知らせるということあったんですけども、ほかの媒体の関係もあるだろうし、ちょっとその辺が、職員の、だから5か所に貼りに行っったのを1か所で事務負担が減るよとなってきたら、いっそのこと、もうやめちゃったらと思っちゃうんですよ。ちょっとそこだけお願いします。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの板倉議員にお答えさせていただきます。

先ほど地方自治法で条例の改廃、制定等については条例を定めなければいけないというところで、蟹江町公告式条例を定めておきまして、その中に、過去から5か所指定をしておるというところになります。やはり町として、いろいろな、今、先ほど板倉議員からもお話ありました、例えばホームページとか、ほかの公ではない掲示場というのはたくさんあるんですけども、町の公の掲示場として条例で定めたもの、そこに、公式的な知らせをするべき場所というところを定めてお知らせをしておることが必要なものになりますので、当町としては、その1か所を役場の所に定めて、それをきちっと公式的に住民の皆様には知らせるといって、1か所ここを定めたいと考えております。

以上です。

○副町長 加藤正人君

ちょっと私からも補足をさせていただきます。

先ほど来、公告式条例のご質問をいただいておりますが、答弁したとおり、形式的な面と、それから、実質的な面というのがこの公告にはあるのかなというふうに思っております。

やはり地方自治法に定めて公告をしないといけない、その方式は条例で定めるという、そういうことから定めておるんですが、それは、公告をもって法的な効果が発生するという、そういう事項がありますので、それをやっぱり法的な効果を発生させるために、しっかりした条例の下で公告をしているという、そういうことになります。

ただ、そこに貼ったから、じゃ、それで住民の方に全て伝わるとか、そんなことではなくて、それは既に議員からのご指摘があったように、住民の方にお知らせしないといけないものについては、ホームページ、またその他の方法等によってしっかりと周知をしていくという、そういったものでございます。

別の方法で公告、法的な効果を持った公告をしているところがあるかどうかというのは、すみません、ちょっと私も不勉強で承知をしていないんですけども、仮に、条例で電子的な何かホームページの掲示をもって公告にすることを定めれば、それは、法的に効果がある可能性もありますけれども、じゃ、みんながホームページを見るのかという、見ていいのかという問題もあるんで、それをもって、じゃ、法的な効果を及ぼすようなことにできるかというのは、ちょっとまだ私も不勉強なところでございます。

ただ、公示送達については、やはり一々そういった個人情報をホームページに載っけるのかという問題がございますので、やはり現在の方法がベストではないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号「蟹江町公告式条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、職員の席の入替えがございますので、お待ちください。

それでは、次に、議案第62号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

補足説明はございません。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 石原裕介君

今回、ごみ出しの曜日が変わるとは思うんですけども、こちらの周知はどのようにされていくのかと、もう一つが、環境美化推進協議会や、また指導員の方々との調整はされているのか、この2点をお聞きいたします。

○環境課長 太田圭介君

ただいま石原委員より2点ご質問のほういただきました。

まず、1点目のごみの排出日の変更に係る周知はというところでございます。

この後、この条例改正に関して議決をいただきましたら条例施行日までの約3か月間、いかに住民の方に対して周知をしていくかというところが肝だと考えております。

これに関しまして、まずは、広報2月号のほうで、資源の持ち去り禁止というところの特集を組ませていただきます。その後、3月号には、実際にごみ出しが、今、町内5つのブロックに分けてごみ収集をしておりますけれども、この地区は現在こうなんだけれども、こういう曜日に変更しますよという周知をしております。4月1日付の全戸配布によりまして、各地区もう一度、ごみ出しの曜日が変わりますよというところで、3回立て続けに、継続的に周知を図りながら4月1日の施行日を迎え、トラブルを少しでも少なくするよう努めてまいるというところでございます。

もう1点、環境美化推進協議会、環境美化指導員への説明はというところの答弁になりますけれども、今回の条例改正に当たりまして、まず、令和7年8月26日火曜日に、蟹江町の議会議員、嘱託員、環境美化指導員、蟹江警察、あとは、ごみの回収事業者を構成員とする蟹江町環境美化推進協議会を開催をさせていただきました。こちらの協議会は、ごみの減量化ですとか、資源化の推進、不法投棄ですとか不適正処理の防止、そういったところを検討する協議会になりますけれども、こちらで、構成員であります蟹江警察署の生活安全課の課長さん、構成員でいらっしゃいますけれども、蟹江警察署からは、この持ち去りに関する相談というのは、今のところ受けてないよと。受けてないんだけど、他人のごみをあさる不審者としての相談というものは寄せられているというところ。昔のような傷害、暴行事案から、近年は金を稼ぐ、犯罪は金になるという事案が増加をしているというところを受けて、

今回の持ち去りを禁止する、そういった事案というものは、蟹江警察署にとっても非常に有意義なものであるというところのご発言をいただいております。

その協議会の場では、ほかにも、ごみ収集を任されている事業者が町の委託事業者なのか、そういったごみあさる者なのか、どちらかよく分からないものだから、もうちょっと町民にとっても分かりやすい場所に、町から任されている委託事業者だよという旨の表示をしてほしいというところのご要望をいただいたところでございます。

全体といたしましても、構成員からは、そういった反対だとか、後ろ向きだとか、そういった意見はなくて、全員前向きなご発言をいただいたというところでございます。

次に、環境美化指導員への説明でございますが、こちら二本立てで行っております。

まずは、8月6日に環境美化指導員190名ぐらいいらっしゃいますが、その中でも、特に熱心に取り組まれている10名の方をまず選抜に集合いただきまして、この持ち去り禁止事案について、また、ごみの排出日を変更することについて意見交換をする場を設けさせていただきました。この場でも、先ほどの美化推進協議会と同じように、ごみ収集事業者なのか、不審者なのか、そこら辺がよく分からないものだから、もうちょっと分かるような表示をしてほしいといったご意見ですとか、あとは、今回のごみの排出日を変更することについて、どのように周知をしていくのかというようなご意見をいただいたところでございます。

次に、10月7日の日には、全美化指導員を対象に再度説明をさせていただきました。その場では持ち去りを見かけた際の環境美化指導員としては、どうやって対応していけばいいのかといったご意見ですとか、あとは、不燃ごみの収集回数を、今、毎週回収をしておりますが、これを月2回に減らす予定をしております。この収集日当日が祝日と重なった際の代替措置はどうかですとか、あとは、これもちょっとまた毛色が違うんですけども、リチウムイオン電池という、最近火災につながるというところで、取扱いに注意してくださいよというところで、今、八穂からも要請をいただいているんですけども、そういったリチウムイオン電池の取扱いだとか、そういった集積所を管理する立場からの幅広い意見が、その説明会の中では寄せられておりますが、こちら、後ろ向き、反対といった意見はなく、皆さん、前向きな意見をお寄せいただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

持ち去りは不燃ごみの、例えば、出しているときの、収集してくる前の時間帯ですよ。大体僕も出すんですけども、見ていると、ガサガサしている人も、最近はちょっと少ないですけども、前は多かったです。袋を開けて、資源ごみというか、お金になるものを抜いて戻す人もおったし、そのまま車、軽トラで来てぼんと積んでいく人もいるんですけど、ちょ

っとやっぱりいろいろな気持ちが出るんですけども。

それで、確かにこの条例は大事なと思うんですが、ただ、町の収集業者という、例えば、可燃ごみはバケット車で来ますよね。不燃ごみはどういう車で来ましたかね。不燃ごみの収集までちょっと見ていないもんで。

○環境課長 太田圭介君

ただいまのご質問でございますが、今、蟹江町としましては、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類のごみ、その3つの種別がございますが、いずれも同じ収集車で回収をしております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

バケット車で回収しとるということだね。平ボディーで詰んで行くのかなと思ったもんで。はいはい、そういうことですよ。

それで、今回の条例、大事なと思うんですが、その前に条例の中で、一般廃棄物処理計画の中に第7条として、町長はというところがありまして、一般廃棄物処理計画を定め告示するものとするところがあるんですが、この内容をもう少しちょっと教えていただきたいんですけども。

○環境課長 太田圭介君

ただいま吉田委員のほうから一般廃棄物処理計画とはというところのお尋ねだったと思います。一般廃棄物処理計画でございますが、こちらは、長期的な計画となります基本計画と、その実現のために単年度で策定をいたします実施計画の二本立ての計画となっております。この計画は、廃棄物処理法に定めがある、それに基づき策定をするものでございまして、その内容といたしましては、地域内で発生する一般廃棄物の収集、運搬に関する具体的な方法ですとか体制を記載するもの。そして、ごみの処理の現状ですとか、発生見込量を記載します。あとは、廃棄物の減量に向けた目標、そういったものを内容とする計画となっております。

基本計画につきましては、多くの自治体で10年単位で策定をする自治体が多いんですけども、当町におきましては、平成30年4月から先10年間で第2次計画として、今策定をしているところでございます。

もう一つの実施計画のほうでございますが、こちらは、先ほど申し上げましたように単年度で毎年作っているものでございますが、その内容といたしましては、廃棄物の分別の区分ですとか種類、あとは収集回数、廃棄物をどこに持っていくのか、その搬入先をうたっているもの、あと、廃棄物の収集処理業者の具体的な会社名ですとか、そういったところも記載してございます。あとは、廃棄物を発生抑制するための方策なんていうのも、その内容として盛り込んでいるものでございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

そうしますと、今回は一般廃棄物処理計画の中の一端の一つという解釈でいいですね。この条例ということですね。

もう一つなんですが、例えば、最初のところに立入検査等として第21条が、これは新たに加えられたものという解釈ですかね。

○環境課長 太田圭介君

立入検査に関する事項につきましては、今回の条例改正で新規に追加した事項でございます。

こちらにつきましては、違反行為、持ち去っていく行為を繰り返し行う者に対しまして、まずは、指導をさせていただくんですけども、指導をしてもなかなか改善されない場合に、現地に立ち入って、帳簿だとか、そういったものを確認するというような文言でございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

例えば、今のここにも書いてあるんですけども、帳簿処理の確認とかですね、それから、立入検査するというようなことを職員がするような感じじゃないですか。職員がする前に、例えば、この情報をどのように収集するのか、環境美化委員の方に情報を提供してもらうのか、まず、この情報提供ですね、これをどのように考えてみえるかということをお聞きします。

○環境課長 太田圭介君

持ち去っていく方の情報提供ですけども、まずは、環境美化指導員にも情報提供のほうは募っていくんですけども、併せて、一町民の方にも、もしそういった方を見かけましたら、直接声をかけるのはやはりトラブルの元になりますので、そういった行為は避けていただきながら、例えば、その方が日本の方なのか外国の方なのか、単独犯なのか複数犯なのか、自動車を使っているのか、自転車を持っていつているのか、そういった特徴をまずは環境課のほうにお寄せをいただく。そこで、情報を集約をしまして、その先の参考にしていくというところになります。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

環境美化委員さんの負担が増えるということだと思うんですが、先ほどから話を聞いていると、一応説明をしてみえるということで、了承はしていただいとるという解釈でいいと思うんですが、もう一つ先ほどから気になっているのは、条文として書いていただくには別に問題ないと思います。ただ、職員の人の負担が増えるので、ちょっとその辺心配しているんですが、その辺はどのように。やはり、例えば、役場の職員さんだけでなく警察の関係とか、

その辺の連絡をもう何か会議をしてやってみえると思うんですが、その辺の解釈というか、その辺はどのように検討してみえるのかなということを聞きたいです。

○環境課長 太田圭介君

職員のお気遣いをいただきましてありがとうございます。

まず、職員の身の危険というものは当然あるかと思いますが、やはり現状を改善していくためにはやはり直接指導をするというのは当然のことだと思っておりますので、確かに慎重に言葉を選びながら指導していく必要はございますが、そこを指導しないというのはないのかなというふうに思います。ただ、やはり警察、我々単独というよりは、やはりバックに警察署の方がいると大変心強いというところもございます。

これまでに3回ほど調整のほうをさせていただきました。スタンスとしては、まずは、自治体職員でやはり指導のほうは行ってくださいというような言われ方です。ただ、今にも殴られそうだ、身の危険を感じるということであれば、そこは、何の遠慮もなく、その時点で通報してくださいと、声をかけてくださいというようなお言葉もいただいておりますので、そこは連携をしながら指導に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

非常に難しい、このごみ持ち去りの問題だと思うんですが、やはりいろいろ考えていくのは大事なことでいいと思うんですが、ただ、なくなるのか、なくなるのかいうと、非常に微妙なところだなというふうに私個人は考えてますので、この条例、慎重に運用していただいて、頑張ってくださいということだと思います。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

では改めて、板倉議員からの発言の申出があります。

お諮りします。

板倉議員の発言を許可することについてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、板倉議員の発言を許可します。

○委員外議員 板倉浩幸君

すみません。いろいろ活発な意見で答弁も的確なんですけれども、先ほど答弁の中で、今回の条例ができて、資源物に関して、町民に広報等でも特集を組んでやっていくということで、じゃ、町民がもう関わらないでくださいよと、情報提供は望むんだけど、自ら声をかけないでくださいということはやはり町民には知らせていかないといけないと思うし、今聞いていると本当職員大変ですよ。ほとんどが不審者だと思うし、一人で来て自転車に積ん

でいく方もいるけれども、ほとんどがちょっと襲ってきそうな人が多いように見えるから、その辺は本当に職員も十分……だって、今だと何かありそうだったら警察呼んでください、それ、別に条例できる前から同じでしょう、そんなことは。その辺を本当に十分、職員もちゃんと、環境課にいるから仕方がないということじゃないと思うし、その辺は十分適切な対応をしていただきたいなと思いました。すみません。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、職員の席の入替えがございましたのでお待ちください。

次に、議案第63号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 小島昌己君

補足説明はございません。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 吉田正昭君

指定管理者で商工会が選ばれたというか、選ばれるんですよね。その管理内容ですよ、2階フロアを商工会が管理することなんです、管理内容はどのような内容なんですか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまご質問がありました件についてお答えをさせていただきます。

具体的な管理内容についてでございます。あちらにつきましては、産業文化会館の2階、商工会館ですが、そこに商工会の事務室がございます。同フロアには貸館を行うための会議室等がございますので、指定管理の中のひとつといたしまして、貸館業務、許可を出していただいて、借りていただく方からの料金の徴収だとか、そういったところもお願いをすること

になります。もちろん施設内、部屋の中の維持管理についても当然指定管理業務の中に入っておるところでございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

貸館業、これは事業ですよ。そうすると、事業の委託もしとるということで、2階フロアは商工会が自由に使っていいですよ、お金稼いでいいですよということですよ。収入があるというふうですよ。その収入の内訳はやはり年に1回、町のほうというか、こちらのほうに上がってきますか、これは。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまの貸館業務における料金徴収に関わるご質問でございます。

商工会のほうが利用者のほうから徴収いただいたもの、利用実績と合わせて報告を毎月いただくことになってございます。速やかに、私どもの収入の手続を経まして、振込をその都度、月に一度いただいております。

一番最初に質問がございました、収入を商工会の収入としてではなく、あくまでも町の代わりとして、料金徴収を行っていただいておりますので、町の収入として決算を打っておるような状況でございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

そうすると、業務は委託しているけれども、料金は町のほうの収入に上がってくるということですね。

それで、それはそれとして、もう一つ、指定管理料ですよ、年間幾ら支払ってみえますか。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

今のご質問でございます。

議案の提案の折にさせていただいておりますと、指定管理料は予算の範囲以内で定める額ということで提案させていただきました。具体的に、年間60万円の指定管理料を予算計上をして、年に2回に分けてお支払いをしております。

また、補足でございますが、商工会の事務室相当で電気料とか水道料とかという実費相当が発生いたしますので、商工会側のほうから町のほうへ実費負担分として相当額、60万円でございますが、お支払いをいただいております。どちらにいたしましても、指定管理料、町からの支払は年間60万円を、指定管理が始まった20年前から同額でお支払いをする予定で進めたいと考えております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

60万円を、要は、単純に言えば、フロアの管理料ですか、管理してもらうために払っているということで、そうすると本会議でも産業文化会館というふうに出たと思っているんですが、商工会の使用料ですよね、当然そこに蟹江町の所有の建物という解釈を私はしているんで、当然その中に商工会が入っているという、これ、他団体ですよね。別の団体が入っているということになってくるので、商工会に対する賃料というか、そういうのはもらってみえないという解釈でしたっけ。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

ただいまのご質問でございます。

今回の指定管理をいただく部分につきましては、あくまでも2階フロアの貸館業務とかが行っていたところの管理をお願いしておりますが、実際に商工会や事務室として活動しておるスペースにつきましては、経過といたしまして、町制100周年の事業といたしまして、産業文化会館、複合施設でございますが、生涯学習と一緒にあった施設を建築する折に、それまで商工会の単独の所有でありました商工会館を取り壊していただいて、その場所へ建築した経過もございます。2階の事務スペースにつきましては、その代替えとして入っていただくような調整も当時させていただいたところでございます。

さきに発言いたしました事務室に係る電気料相当につきましては、実費相当として徴収をしておりますが、商工会の事務スペースにつきましては、無償でという、継続的にというところで当時取り決めがされておりますので、回答させていただきます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

よく分かりました。

たしかシルバーも指定管理料はゼロですが、建物はもう無償で使っとなるような私は気がしておりますが、それと一緒に、町に協力してもらえる団体の皆さんには、極力協力してもらえる体制をつくりながらやっていただければいいかなと思いますので、はい、ありがとうございます。

以上です。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任お願いします。

これで総務建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時53分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務建設常任委員長 三 浦 知 将